



2023年3月30日

各位

会社名 パ ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 高 橋 勇 造
(コード番号：3840 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部 小 佐 々 由 美
TEL：03-6823-6664 (代表)

連結子会社への事業譲渡に関するお知らせ

当社は、2023年3月30日開催の取締役会において、2023年4月1日をもって当社が運営するコスメ事業及び当社の100%子会社である株式会社アルヌールが運営する再生医療関連事業を当社の100%子会社である株式会社RMD C（以下、「RMD C社」といいます。）に譲渡することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業譲渡の理由

当社は、2023年1月31日付で簡易株式交換によりRMD C社を完全子会社化いたしました（本株式交換に関する詳細につきましては、2022年12月20日付適時開示「簡易株式交換による株式会社RMD Cの完全子会社化に関するお知らせ」を御参照下さい）。

主たる事業である化粧品を基軸とした事業見直しや組織再編を進めており、その一環として当社の運営するコスメ事業及び株式会社アルヌールが運営する再生医療関連事業を当社の100%子会社である株式会社RMD Cに譲渡することが事業効率を図るうえで有益であると判断し本件譲渡を実施することといたしました。

2. 事業譲渡の内容

(1) 譲渡対象事業の内容

① コスメ事業

直前事業年度（2022年3月期）の当社の事業収益94百万円の内、直前事業年度においては、コスメ事業を開始していなかったため対象となるコスメ事業は0円（-％）です。

② 再生医療関連事業

直前事業年度（2022年3月期）の株式会社アルヌールの事業収益450千円の内、直前事業年度においては、再生医療関連事業を開始していなかったため対象となる再生医療関連事業は0円（-％）です。

(2) 譲渡する資産・負債の項目及び金額 (2023年2月28日時点)

①コスメ事業

| 資産 | | 負債 | |
|------|-------|------|------|
| 項目 | 帳簿価額 | 項目 | 帳簿価額 |
| 流動資産 | 98百万円 | 流動負債 | — |
| 固定資産 | — | 固定負債 | — |
| 合計 | 98百万円 | 合計 | — |

②再生医療関連事業

| 資産 | | 負債 | |
|------|-------|------|------|
| 項目 | 帳簿価額 | 項目 | 帳簿価額 |
| 流動資産 | 99百万円 | 流動負債 | 99百万 |
| 固定資産 | — | 固定負債 | — |
| 合計 | 99百万円 | 合計 | 99百万 |

(3) 譲渡価額

①コスメ事業

約98百万円 (譲渡価額は、事業譲渡時の実際の資産等の金額に応じ変動いたします。)

②再生医療関連事業

0円

(4) 決済方法

現金決済

3. 事業譲渡先の概要

| | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|------------------------------|--|
| (1) 名 称 | 株式会社RMD C | | |
| (2) 所 在 地 | 東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号 | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 高橋 勇造 | | |
| (4) 事 業 内 容 | 再生医療支援事業等 | | |
| (5) 資 本 金 | 9百万円 | | |
| (6) 設 立 年 月 | 2019年4月 | | |
| (7) 純 資 産 | 23百万円 (2023年1月31日現在) | | |
| (8) 総 資 産 | 59百万円 (2023年1月31日現在) | | |
| (9) 大株主及び持株比率 | パス株式会社 100% | | |
| (10) 上 場 会 社 と 本 件 譲 渡 先 の 関 係 | 資 本 関 係 | 当社の100%子会社であります。 | |
| | 人 的 関 係 | 当社の取締役1名は、当該会社の役員を兼務しております。 | |
| | 取 引 関 係 | 当社は、RMD C社との間で商品の販売を行っております。 | |
| | 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当社の子会社であるため、関連当事者に該当します。 | |

4. 事業譲渡の日程

| | |
|---------------|------------|
| (1) 取締役会決議 | 2023年3月30日 |
| (2) 事業譲渡契約書締結 | 2023年3月30日 |
| (3) 事業譲渡期日 | 2023年4月1日 |

※ 本事業譲渡は、会社法第467条第1項第2号に定める「事業の重要な一部の譲渡」に該当しないため、株主総会での承認を要しません。

5. 今後の見通し

本事業譲渡は、当社及び当社の連結子会社を当事会社とするため、連結業績への影響は軽微です。

以 上